

長崎県気候変動適応センター設置要綱

(目的)

第1条 気候変動適応法（平成30年法律第50号）第13条に基づき、長崎県における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集・整理・分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として、「長崎県気候変動適応センター」（以下「センター」という。）を設置する。

(実施主体)

第2条 センターの実施主体は、長崎県とする。

(設置)

第3条 センターは、長崎県環境保健研究センター（以下「環境保健研究センター」という。）に設置する。

(業務内容)

第4条 センターは、気候変動、気候変動影響及び気候変動適応に関する以下の業務を行う。

- (1) 情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言
 - (2) 情報の発信
 - (3) 関係機関間における情報共有
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、長崎県における気候変動適応を推進するために必要な業務
- 2 センターが行う業務については、地域環境課が連携及び協力して実施することとする。

(業務の分担)

第5条 第4条第1項に定める業務のうち、長崎県庁内の関係部署（以下「関係部署」という。）との連絡・調整等に関するものは、地域環境課が主として対応し、それ以外は、センターが主として対応することとする。

2 地域環境課が対応する関係部署との連絡・調整等は、21長崎県環境づくり推進本部（幹事会）の場を活用することを基本とする。

(組織)

第6条 センターに、センター長、副センター長及びセンター職員を置く。

2 センター長は、環境保健研究センター所長を充てるものとし、センターを総括する。

3 副センター長は、環境保健研究センター次長を充てるものとし、センター長を補佐する。

4 センター職員は、センター長が指名する環境保健研究センター職員とする。

(事務局)

第7条 センターの事務を処理するため、環境保健研究センター内に事務局を置く。

2 事務局の運営には、地域環境課が協力する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営等に関して必要な事項は、センターと地域環境課が協議の上、センター長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。